

## 学校管理下での傷病による通院・入院費用については

日本スポーツ振興センター(JSC)の

# 災害共済給付制度を利用してください

- 学校管理下とは  
各教科の授業中、休み時間、部活動中、登下校中、体育祭や文化祭等の学校行事、修学旅行等  
宿泊行事、合宿中、部活動での各種大会等
- 給付対象  
マイナ保険証 や 資格確認書 を使用(3割負担)して窓口にて支払う医療費 1,500 円以上の場合  
※相手のいる交通事故、保険適応外の鍼灸やインプラント、松葉杖のレンタル等の自己負担分、  
1,500 円未満の支払いの場合等は対象外
- 日本スポーツ振興センター(JSC)災害共済給付制度の利用方法
  - ① 学校管理下の負傷等で医療機関を受診した際に、受付窓口にて「学校での傷病のため、日本スポーツ振興センターを利用します」と申し出て、3割負担で医療費を支払う
  - ② 医療機関受診後、保健室にて必要書類を受け取る(裏面参照)  
※各種申請書類は、本校のホームページ並びにJSCのホームページからもダウンロードできます
  - ③ 医療機関やご家庭にて作成する各種書類が出来上がり次第、保健室へ提出する

### 【各自治体の公費負担医療助成制度(受給券)について】

★受給券利用による医療費は各市町村の財源から賄われることになります。また、各ご家庭においては、

- ①毎年、災害共済給付制度への掛金をお支払いいただいている
- ②初診から10年間の保障があり、卒業後も申請できる(受給券は卒業まで)
- ③負担した3割 + 1割 が給付される(実質負担は0円)
- ④後遺症に対する見舞金も申請できる(受給券では申請できません)

以上のような理由から、学校管理下での傷病については受給券ではなく、災害共済給付制度利用を優先するようお願いされています。特に卒業後も治療が継続する可能性があるような重症の際には、災害共済給付制度を利用し、給付を受けておくことをお勧めします。

★3割負担でも、通院終了までの医療費が1,500円未満の場合のみ利用してください。

# 日本スポーツ振興センター（JSC）災害共済給付金 振込までの流れ

## ● 申請に必要な書類一覧

### <必ず提出する書類>

- ① 「災害共済給付金申請依頼書」…… 本人又は保護者が、傷病時の状況を詳しく記入（学校 HP より DL 可）
- ② 「口座振込依頼書」…………… 災害給付金を受け取る口座を指定する（18歳未満は保護者名義の口座）
- ③ 「医療等の状況」…………… 別紙 3(1)は「病院」「医院」「診療所」「歯科」用  
別紙 3(3)は「整骨院」及び「接骨院」用  
1 か月にかかった医療費について医療機関ごとに記入してもらう  
(1 か月ごとに 1 枚、医療機関ごとに 1 枚必要)

### <必要に応じて提出する書類>

- ④ 「調剤報酬明細書」…………… 薬局にて調剤を受けた場合、1 か月ごとに 1 枚必要  
「医療等の状況」と同様、1 か月ごとに薬局で記入してもらう
- ⑤ 「治療用装具・生血明細書」 …… 治療用装具や生血を利用した場合に必要  
用紙の上段は医療機関、下段は保護者がそれぞれ記入  
装具制作会社、医療器材店又は医療機関の領収証の写しも必要
- ⑥ 「高額療養状況の届」…………… 入院などにより、1 か月の医療費が高額となった場合に必要  
診療報酬請求点数が7000点以上  
場合によっては、保護者勤務先の証明または所得課税証明書が必要

## ● 学校（保健室）への申請手順

- [1] 保健室にて「①災害給付金申請依頼書」を受け取り、記入が済み次第、保健室へ提出する
- [2] ①の記載内容の確認を受け、②～⑥のうち申請に必要な書類を受け取る
- [3] ③～⑥は必要に応じて医療機関等へ書類を持参 または 郵送し、記入を依頼する
- [4] ②～⑥の各書類について、出来上がったものから順次、保健室へ提出する

※治療が継続し、③～⑥の書類が足りなくなった場合は、保健室で随時お渡しします。  
(日本スポーツ振興センターのホームページからもダウンロードできます。)

※受診月から2年間申請を行わないと時効となり、給付が受けられなくなります。

学校→教育委員会→日本スポーツ振興センターと順次書類審査があり、不備差し戻し等で時間がかかることがありますので、余裕をもって手続きを進めてください。

## ● 支払いについてのお知らせ

給付が決定次第、各ご家庭へ「災害共済給付金振込のお知らせ」をお渡ししますので、お手元に届きましたら内容のご確認をお願いします。(給付決定までは申請手続きから2～3か月かかりますのでご了承ください)

≪ 災害共済給付金申請に関するお問い合わせ先 ≫  
船橋市立船橋高等学校 保健室 TEL : 047-422-5516 (代表)  
船橋市教育委員会 保健体育課 児童生徒防犯安全対策室 TEL : 047-436-2876

※災害共済給付制度についての詳しい内容については JSC のホームページもご覧ください。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

